

認定高度保安実施者申請等マニュアル

令和5年12月
経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室

目次

1. 本マニュアルの目的	1
2. 認定高度保安実施者制度の概要	1
3. 認定高度保安実施者制度による認定について	
(1) 認定の要件	1
(2) 認定の有効期間	2
4. 認定申請等について	
(1) 認定申請等の種類	2
(2) 認定申請書の受付	3
(3) 認定手続の流れ	3
5. 認定までのスケジュール	3
6. 認定審査の詳細	
(1) 事前相談	4
(2) 現地検査	5
(3) 審査会審査	5
7. 更新申請について	5
8. 特定施設等の追加について	5
9. 保安検査の方法の申請について	5
10. 認定証の交付	5
11. 届出について	
(1) 保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更	6
(2) 承継	6
12. 注意事項	
(1) 欠格要件等	6
(2) 更新申請時に施設の追加を行う場合	7
(3) 申請書の取扱い	7
(4) 申請書の補正	7
13. 手数料について	8
14. 申請書添付書類について	8

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）第 39 条の 13 の認定又はその更新等に必要手続きについて、基本的事項を記載していません。

2. 認定高度保安実施者制度の概要

近年、高圧ガス、ガス、電力の産業保安分野において、技術が革新的に進展する一方（IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等）、保安業務に携わる人材が高齢化し、今後当該人材が不足することが危惧され、産業保安の確保が揺らぎかねない状況にあります。

このような現状を踏まえ、保安レベルの持続的向上と、保安分野における人材の高齢化及び今後の人材不足に対応するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）により高圧法が改正され、「高度な情報通信技術を活用しつつ、自立的に高い水準の保安を確保できる事業者」として経済産業大臣が認定を行う制度（以下「認定高度保安実施者制度」という。）が創設されました。

3. 認定高度保安実施者制度による認定について

（1）認定の要件

認定高度保安実施者制度による認定を受けるためには、経営トップのコミットメントに関する要件や高度なリスク管理体制に関する要件、テクノロジーの活用に関する要件等に関する基準に該当する必要があります。

なお、当該認定を受けようとする事業所により認定要件や申請書が異なりますので、ご注意ください。

【参考】認定高度保安実施者制度に関する法令について

- ・高圧法第 3 章の 3
- ・高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号。以下「高圧法施行令」という。）
- ・冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）第 55 条の 2～第 55 条の 15
- ・液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 92 条の 7 の 2～第 92 条の 7 の 16
- ・一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 94 条の 7 の 2～第 94 条の 7 の 16
- ・コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 49 条の 7 の 2～第 49 条の 7 の 16
- ・認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（令和 5 年経済産業省告示第 166 号）
- ・認定高度保安実施者の認定について（20231213 保局第 1 号。以下「認定通達」という。）
- ・認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（20231213 保局第 2 号。以

下「詳細通達」という。)

(2) 認定の有効期間

認定の有効期間は、高圧法施行令第10条の2に基づき、認定高度保安実施者（高圧法第39条の13の認定又はその更新を受けた者。以下「B認定事業者」という。）は5年、特定認定高度保安実施者（高圧法第39条の13の認定又はその更新を受けた者のうち高圧法施行令第10条の2ただし書の規定の適用を受けた者。以下「A認定事業者」という。）は7年です。

4. 認定申請等について

(1) 認定申請等の種類

申請等の種類		説明
認定高度保安実施者 (B認定)	認定申請 ^{※1}	B認定を受けるためには、高圧法第39条の14第1項に基づき、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす必要があります。 また、同条第2項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第39条の17に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第39条の17第2項において読み替えて準用する高圧法第39条の14第2項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
特定認定高度保安実施者 (A認定)	認定申請 ^{※1}	A認定を受けるためには、B認定の要件に加えて、更に高度なリスク管理体制等の要件を満たす必要があります。 また、高圧法第39条の14第2項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第39条の17に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第39条の17第2項において読み替えて準用する高圧法第39条の14第2項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
施設の追加	認定申請	認定を受けている事業者が製造施設又は特定施設を追加するための手続きです。 なお、追加された特定施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する

		日までです。
保安検査の方法の申請※2	認定申請	A 認定事業者又はB 認定事業者（以下「認定事業者」という。）が、保安検査方法の認定の必要が生じた場合に必要の手続きです。申請には、高圧ガス保安協会による事前評価の結果を添付してください。
保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更	届出	認定を受けた際の内容から変更があった場合に必要の届出です。
承継	届出	認定事業者である第一種製造者の地位を承継した場合に必要な手続きです。

※1 認定高度保安実施者を新規で申請する場合又は認定保安検査実施者、認定完成検査実施者として経済産業大臣の認定を受けている者が認定高度保安実施者制度に移行するために、認定高度保安実施者の認定を受けようとする場合は「認定申請」を行ってください。

※2 冷凍保安規則第55条の12第3項第1号、液化石油ガス保安規則第92条の7の13第5項第1号、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第1号又はコンビ則第49条の7の13第5項第1号に基づき保安検査の方法を申請する場合。（認定通達参照）

(2) 認定申請書の受付

認定申請書については、コンビ則第49条の7の2等に従い、認定を受けようとする事業所の所在地を管轄する産業保安監督部に申請してください。

(3) 認定手続の流れ

①認定申請若しくは更新申請の場合

事前相談 → 申請 → 現地検査 → 審査会審査 → 認定（新規/更新）

②更新申請において経済産業大臣の検査が不要な場合

事前相談 → 申請 → ヒアリング → 認定（更新）

5. 認定までのスケジュール

認定のための審査会は、四半期単位で実施します。認定申請書が経済産業省に到達してから認定するまでに要する期間は、4か月程度を想定しています。各年度の詳しいスケジュールについては、認定高度保安実施者制度を紹介するウェブページ等でお知らせします。

なお、更新時に経済産業大臣の検査が不要な場合における認定までに要する期間は、3か月程度を想定しています。

【参考】スケジュールのイメージ（認定申請の場合）

事前の相談：随時

申請書の提出：4月中旬

現地検査：5月中旬～6月中旬

認定審査会：7月中旬

認定証の交付：8月上旬

6. 認定審査の詳細

(1) 事前相談

認定の申請にあたり、事前相談を受け付けます。メールにて①申請する旨の意思表示、②申請方法（電子・紙）、③申請の種類（A認定、B認定、施設の追加等）、④認定更新の申請であって、認定通達の「6. 認定の更新（2）①から④まで」の要件のいずれにも該当しないと考えている場合は、その旨、⑤現地検査の希望日程（第1希望～第3希望を記したもの）、⑥担当者の連絡先をお知らせください。

なお、事前相談のためのメールの送信先は、各年度のスケジュールとともにお知らせします。認定を取得したい時期を考慮して相談いただくようお願いします。

○認定通達（抜粋）

6. 認定の更新

(1) 略

(2) 経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあつては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第39条の16第2項の通知を行うものとする。

① 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定するA級事故又はB級事故が発生した場合

② 更新の申請に係る事業所内のプラント（高圧ガス製造施設以外を含む。）において、当該事業所の労働者（当該事業所の構内における他の事業所の労働者を含む。）が死亡する労働災害又は休業の日数が4日以上労働災害が発生した場合。ただし、交通事故、腰痛等であつて明らかに当該事業所における安全管理と関係が希薄なものは除く。

③ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為があつたことが2度以上発覚した場合。ただし、以下のいずれかに該当する場合については1度以上とする。

イ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為に起因する死者1名以上の事故が発生した場合

ロ 高圧ガス保安法の規定への違反が100を超える場合

ハ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあつた事業所に対して経済産業大臣が処分を行った場合

ニ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあつた事業所に対して経済産業省が行政文書による行政指導を行った場合

④ 認定の対象に自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合

(2) 現地検査

認定申請及び更新申請があった場合は、申請書に記載された内容を確認するため、認定を受けようとする事業所を訪問し、現地検査を実施します。また、当該事業所が立地する都道府県、指定都市等がオブザーバーとして参加することがあります。

現地検査は、B 認定及び特定施設の追加の場合は 2 日間、A 認定の場合は 3 日間を想定しており、詳細通達に定める評価の視点に沿って検査を行います。

また、現地検査を行う場合は、事前に通知を行います。

(3) 審査会審査

現地検査の結果を取りまとめ、外部有識者による審査会審査を実施します。審査会に申請者は参加できませんが、審査会の議事概要を後日公開します。

7. 更新申請について

更新申請の場合は、事前相談を通じて認定期間中の「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(20180328 保局第 2 号)」に規定する A 級事故又は B 級事故の有無等を確認した上で、認定事業者が経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、現地検査及び審査会審査を実施します。

一方で、当該通知を受けなかった認定事業者においては、現地検査及び審査会審査は行わないこととし、その代替として経済産業省職員等によるヒアリング（1 日）を実施します。

なお、いずれの場合においても更新申請は必要です。

8. 特定施設等の追加について

認定事業者が、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加しようとする場合は、認定申請を行ってください。この場合、経済産業大臣が実施する検査のうち、保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限定して行います。また、添付書類のうち、直近の認定（認定又は更新）の申請時に提出したものと変更がない場合は省略することができます。

なお、追加で認定された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとなります。

9. 保安検査の方法の申請について

コンビ則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号等に基づく保安検査の方法の申請については、認定を受けた事業所ごとに申請を行う必要があります（認定（更新）にあたり保安検査方法の認定を受ける場合を除く。）。認定通達に定める様式（保安検査方法の認定申請書）に高圧ガス保安協会の事前評価の結果を添付し、認定事業所の所在地を管轄する産業保安監督部に提出してください。

10. 認定証の交付

審査の結果を踏まえ、認定の基準に適合していると認められる場合は、経済産業大臣による認定証を交付します。

1 1. 届出について

(1) 保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更

認定事業者において、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があった場合は、高压法第 39 条の 18 に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を管轄する産業保安監督部に変更の届出を行ってください。

(2) 承継

高压法第 39 条の 19 の規定により、認定事業者である第一種製造者の地位を承継した者は、欠格条項等に該当する場合を除き、認定高度保安実施者の地位も承継することが可能です。この場合は、省令の規定（例：コンビ則第 49 条の 7 の 8）に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を管轄する産業保安監督部に承継の届出を行ってください。

なお、高压法第 10 条第 1 項に定める第一種製造者の承継の要件に該当しない場合（事業譲渡等）は、事前に相談してください。

1 2. 注意事項

認定申請に際しては、高压法第 39 条の 15 の欠格要件及び認定通達の認定申請者の欠格事由を参照してください。

(1) 欠格要件等

認定申請者が、高压法第 39 条の 15 に規定する欠格条項に該当する場合は認定を受けることができません。

○高压法（抜粋）

第 39 条の 15

次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- 一 認定の申請に係る事業所において高压ガスの製造を開始した日から 2 年を経過しない者
 - 二 認定の申請に係る事業所において高压ガスによる災害が発生した日から 2 年を経過しない者
 - 三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 四 第 39 条の 20 第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - 五 法人であって、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 第 10 条第 1 項の規定による第一種製造者の地位の承継があった場合において、当該第一種製造者が第 21 条第 1 項の規定による高压ガスの製造の開始の届出をした日から 2 年を経過したときは、前項第 1 号の規定は、適用しない。

また、高压法第 39 条の 15 第 1 項第 2 号における「高压ガスによる災害」については、認定通達において規定しています。

○認定通達（抜粋）

2. 認定申請者の欠格事由

(1) [略]

(2) 法第 39 条の 15 第 1 項第 2 号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

①負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上を負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

②直接損害額が 2 億円以上発生したもの

③次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの

- イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの
- ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したもの
- ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したもの
- ニ 著しい環境破壊を及ぼしたもの

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては、以下のとおり。

- イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの
- ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂を伴う重量飛散物が落下したもの

(2) 更新申請時に施設の追加を行う場合

更新申請を行う際に施設の追加をする場合は、申請書の対象施設に、追加する施設も記載してください。この場合は、経済産業大臣の検査を受ける必要があります。

(3) 申請書の取扱い

経済産業大臣の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるときは、高圧法第 39 条の 16 第 1 項に基づき高圧ガス保安協会等に調査依頼等を行います。調査依頼等を行った場合は、調査依頼先に申請書及び添付資料を提供しますので、ご了承の上、申請してください。

(4) 申請書の補正

申請書の受理後、審査等の過程において当該申請書（添付資料を含む。）の補正を求めることがあります。

1 3. 手数料について

認定申請又は更新申請にあたり高圧法手数料令で定める手数料を納付してください。政令で定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を添付してください。

ただし、登録免許税法第 24 条第 1 項に定める納付の特例を利用する場合には、この限りではありません。

1 4. 申請書添付書類について

申請書添付書類は、詳細通達に記載されている「法令の要求事項」及び「評価の視点」を参照の上、「確認する書類の例」を参考に添付してください。

改訂履歴

令和 5 年 12 月 21 日 作成